

## 我孫子市景観条例施行規則

我孫子市景観条例施行規則（平成18年規則第48号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び我孫子市景観条例（令和7年条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

### （景観計画の変更に係る軽微な変更）

第2条 条例第5条第2項の規則で定める軽微な変更は、法第8条第2項第1号、第2号若しくは第4号に規定する事項又は同条第3項に規定する方針の変更以外の変更とする。

### （事前協議）

第3条 条例第7条の規則で定める行為は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例第7条の規定により協議をしようとする者は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする日の30日前までに、我孫子市景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第1号）に、別表第2の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する図書の添付を要しないと認めるときは、これを省略させることができる。

### （景観計画区域内の行為の届出）

第4条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、我孫子市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第2号。次項において「届出書」という。）によるものとする。

2 条例第8条に規定する行為を行う者は、届出書に別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

### （景観形成に影響を及ぼす広告物に係る行為及び届出）

第5条 条例第11条の規則で定める行為は、別表第4の左欄に掲げる区域の

区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模に該当する行為とする。

2 条例第11条の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める日までに、我孫子市景観計画区域内広告物表示（設置）等届出書（様式第3号）に別表第5に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）の規定による許可を受けなければならない行為 当該許可に係る申請を行おうとする日の30日前

(2) 前号に掲げる行為以外の行為 当該行為に着手しようとする日の30日前

3 市長は、前項に規定する図書の添付を要しないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 市長は、第2項第1号に掲げる行為が景観形成に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、同号に規定する期間を経過する前であっても、千葉県屋外広告物条例の規定による許可の申請を受け付けることができる。

（助言及び指導を行う期間）

第6条 条例第12条第4項の規則で定める期間は、条例第7条の規定による協議の申出又は条例第11条の規定による届出のあった日の翌日から起算して15日以内とする。

（太陽光発電設備の自粛の要請）

第7条 条例第13条第1項の規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第6条に規定する景観重点地区

(2) 特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域

(3) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第3条第2項に規定する指定斜面林

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び

同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の斜面地

2 条例第13条第1項の規定による自粛の要請は、我孫子市太陽光発電設備設置自粛要請書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第13条第2項の規定による報告は、法第16条第1項の規定による届出をする時までに、我孫子市太陽光発電設備の自粛要請区域における設置検討結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

（指定の通知）

第8条 法第21条第1項及び第30条第1項に規定する通知は、我孫子市景観重要建造物等指定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（標識の設置）

第9条 法第21条第2項及び第30条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種

（景観づくり市民団体の認定）

第10条 条例第20条第1項の規則で定める要件は、当該市民団体の取組が、次の各号のいずれにも該当することとする。

（1） 景観計画に基づく景観形成の推進に資すると認められるものであること。

（2） 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

2 条例第20条第2項の規定による申請は、我孫子市景観づくり市民団体認定申請書（様式第7号。第4項及び次条において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

（1） 規約

（2） 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 前項第1号の規約は、次に掲げる事項が定められたものでなければならない。

- (1) 名称
- (2) 目的及び活動の内容
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

4 市長は、第2項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに認定の適否を決定し、我孫子市景観づくり市民団体認定（不認定）通知書（様式第8号）により当該申請書を提出した団体の代表者に通知するものとする。

（景観づくり市民団体に係る変更の届出）

第11条 景観づくり市民団体の代表者は、申請書及びその添付書類の内容について変更があったときは、速やかに、我孫子市景観づくり市民団体変更届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

（景観づくり市民団体の認定の取消し）

第12条 市長は、条例第20条第3項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、我孫子市景観づくり市民団体認定取消通知書（様式第10号）により当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

（景観アドバイザーの職務等）

第13条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

- (1) 公共施設の整備、改善等に関する事項
- (2) 景観計画区域内における行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する事項
- (3) 景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者、管理者等に対する助言又は指導に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 市長は、景観アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 辞職を申し出たとき。

(2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えることができないと市長が認めるととき。

(審議会の会長及び副会長)

第14条 我孫子市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(審議会の運営)

第17条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(公表の方法)

第18条 条例第26条第1項の規定による公表は、同項に規定する事項を記載した書面を我孫子市公告式条例（昭和30年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること、広報あびこ及び市ホームページに掲載することその他適切な方法により行うものとする。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、法及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行為	区域及び規模			
	商工業景 観ゾーン	自然・田園景 観ゾーン	手賀沼景観重点地区	
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面から の高さ が15メー トルを超 えるもの 又は延べ 面積が 1,000平方 メートル を超える もの	地盤面から の高さ が15メー トルを超 えるもの 又は延べ 面積が 1,000平方 メートル を超える もの	手賀沼沿い自 然・田園エリ ア 手賀沼沿い交 流エリア 公園坂通りエ リア	手賀沼沿い市 街地エリア
工作物の柵、塀、擁		地盤面から の高さが5メー トル		

新設、増築、改築若しくは模様替 は色彩の変更	壁その他これらに類するもの 移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 は色彩の変更	トルを超える、かつ、長さが30メートルを超えるもの コンクリート造の柱、 鉄柱、木柱 その他これらに類するもの 太陽光発電設備	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの 第7条第1項第2号から第4号までに掲げる区域内における発電出力が10キロワット以上のもの	発電出力が10キロワット以上のもの
	上記以外の工作物		地盤面からの高さが15メートルを超えるもの	

別表第2（第3条関係）

行為	図書	
	種類	明示すべき事項等
建築物の新築、増築、改築又は移転	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置
	配置図	縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法

	( 1 / 100程度) 立面図 ( 1 / 100程度) 現況カラー写真 ( 2 方向以上) その他	敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽等の位置、樹種及び本数 擁壁、垣、柵、塀、附帯設備等の位置及び寸法 縮尺、寸法、外壁等の材質及び色彩 (マンセル値) 敷地及び周辺の状況を表すもの 市長が必要があると認める図書
建築物の外観 を変更するこ ととなる修繕 若しくは模様 替又は色彩の 変更	付近見取図 ( 1 / 2500程 度) 配置図 ( 1 / 100程度) 立面図 ( 1 / 100程度) 現況カラー写真 ( 2 方向以上) その他	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法 敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置 敷地の接する道路の位置 縮尺、寸法並びに外壁等の材質及び色彩 (マ ンセル値) 外観を変更する建築物、敷地及び周辺の状況 を表すもの 市長が必要があると認める図書
工作物の新 設、増築、改 築若しくは移 転、外観を変	付近見取図 ( 1 / 2500程 度) 配置図	方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置 縮尺、方位並びに敷地の形状及び寸法

更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1/100程度)	敷地の境界線及び敷地内における工作物の位置 敷地の接する道路の位置
	立面図 (1/100程度)	縮尺、寸法、材質及び色彩 (マンセル値)
	現況カラー写真 (2方向以上)	外観を変更する工作物、敷地及び周辺の状況を表すもの
	その他	市長が必要があると認める図書

別表第3 (第4条関係)

行為	図書	
	種類	明示すべき事項等
木竹の伐採	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	配置図 (1/100程度)	伐採する樹木の位置及び樹種
	現況カラー写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他	市長が必要と認める図書
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (1/100程度)	方位並びに敷地の形状及び寸法 物件の堆積の位置、高さ及び方法 修景の方法 (遮蔽物の位置、種類、構造及び規模又は植栽等の位置、樹種及び樹高)
	現況カラー写真	行為の場所及び周辺の状況を表すもの

(2方向以上)	
その他	市長が必要があると認める図書

別表第4（第5条関係）

区域	規模
商工業景観ゾーン	上端の高さが地盤面から20メートルを超えるもの
住宅景観ゾーン	
自然・田園景観ゾーン	屋外広告物の表示面積が、1面につき1平方メートルを超えるもの
手賀沼景観重点地区	手賀沼沿い自然・田園エリア 手賀沼沿い交流エリア 公園坂通りエリア
	手賀沼沿い市街地エリア
	建築物等から独立した屋外広告物であって上端の高さが地盤面から3メートルを超えるもの又はそれ以外の屋外広告物であって上端の高さが地盤面から4メートルを超えるもの

別表第5（第5条関係）

図書	明示すべき事項等
付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる広告物の敷地の位置
配置図 (1/100程度)	縮尺、方位及び敷地の形状 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置
立面図 (1/100程度)	縮尺、寸法、地盤面から上端までの高さ、表示内容及び色彩（マンセル値）
現況カラー写真	行為の場所及び周辺の状況を表すもの

(2方向以上)	
その他	市長が必要があると認める図書